

福祉・介護等活動人材養成事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、竹原市内の福祉・介護等に係る活動人材の養成について、住民参加による福祉活動をはじめとした地域福祉活動推進に係る活動者の養成確保並びに介護現場における人材の養成確保を目的とする。

(内容)

第2条 この事業は、介護職員初任者研修等に参加し、研修等が修了した後、対象となる事業等の活動者として本会に登録した者に対して、受講料等の一部を助成する。

(対象となる事業)

第3条 前条における、事業等については、次のとおりとする。

- (1) 住民参加型日常生活応援事業「元気たけはら」協力会員
- (2) 日常生活自立支援事業かけはし支援員
- (3) 竹原市ファミリーサポートセンター協力会員
- (4) ほのぼの訪問介護事業所登録ヘルパー

(申請対象者の要件)

第4条 この事業の申請対象者は、竹原市に住所があり本事業の目的に賛同する者で、次の要件を満たしたものとする。

- (1) 介護職員初任者研修等の受講予定者もしくは受講中の者
 - (2) 受講終了後は前条に掲げたいずれかの事業の活動者として登録することを承諾すること
- 2 介護職員初任者研修等の受講修了者については、竹原市に住所があり、前条に掲げたいずれかの事業の活動者として登録することを承諾し、申請から介護職員初任者研修等の修了が概ね2年以内の者とする。

(助成額及び助成要件)

第5条 この事業に係る助成額及び助成要件は次のとおりとする。

- (1) 第3条に掲げる事業のうち、(1)から(3)までの事業については、助成額の上限を30,000円とし、登録から3か月経過すること
- (2) 第3条に掲げる事業のうち、(4)の事業については、助成額の上限を50,000円とし、登録ヘルパーとしての活動実績が6か月経過すること

(助成金の交付申請及び申請受理)

第6条 この事業に申請しようとする者は、次の掲げる書類を本会へ提出する。

- (1) 福祉・介護等活動人材養成事業助成金交付申請書（別紙様式第 1 号）
- (2) 介護職員初任者研修等の受講申請書等の写し及び受講料領収書の写し
- (3) 第 4 条第 2 項の対象者については、受講を修了したことが証明できる修了書等の写し及び受講料領収書の写し
- (4) その他会長において必要と認めるもの

（助成金の交付決定及び助成交付の請求）

第7条 前条の規定により申請があり、助成の要件を満たした者については、福祉・介護等活動人材養成事業助成金決定通知書（別紙様式第 2 号）により通知する。

- 2 前項の規定により助成金交付決定を受けた者は、助成金交付請求書（別紙様式第 3 号）を本会に提出する
- 3 第 4 条第 1 項の対象者については、助成要件等を審査し、福祉・介護等活動人材養成事業助成金申請受理書（別紙様式第 4 号）により、事業対象者として受理した旨を申請者に通知するとともに、介護職員初任者研修等が修了した時には、第 3 条で定めた本会事業への登録を行い、助成の要件を満たした時には、前 2 項の規定により助成金を交付する。

附則

この要領は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する